平成２７年（フ）第１２０９号
札幌市白石区北郷１条４丁目２番10号　ファミネス北郷201号
債務者　橋本　　亮
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０１号
札幌市西区平和１条６丁目８番10―105号
債務者　向井　貴昭
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４１２号
札幌市白石区本郷通８丁目南２番15号　丸一ビルコーポエイト203号
債務者　水野　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４２５号
札幌市豊平区美園10条５丁目４番21号
債務者　角谷　貴志
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３５号
北海道石狩市花川南４条１丁目145番地
債務者　福士　豊道
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６１号
札幌市中央区南５条西７丁目９番地４　ドミ18ロイヤル306号
債務者　田村　次郎
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４８３号
札幌市白石区東札幌２条４丁目４番12号　シャレード旭102号
債務者　清水久美子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４６号
釧路市川北町３番21号
債務者　反保宏士郎
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２６１号
岩手県滝沢市湯舟沢222番地357
債務者　小野寺里奈
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第５７号
新潟県加茂市旭町２番32号
債務者　五十嵐祥幸
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第７５３号
名古屋市千種区御影町１丁目１番地　プラセシオン茶屋ヶ坂公園202号
債務者　佐々木幸枝
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７６８号
大阪府松原市三宅中４丁目15番15号
債務者　岡崎　三代（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
北海道苫小牧市新明町５丁目10番11号　レジュールⅡ103
債務者　池上　隆義
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８８号
北海道苫小牧市澄川町５丁目６番15号
債務者　三上　　登
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８９号
北海道苫小牧市澄川町５丁目６番15号
債務者　濱口　幸子（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１３８号
北海道帯広市西17条北１丁目54番14号　２Ｆ
債務者　山田　　淳（旧姓飯島）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
仙台市青葉区川平２丁目20番35号　レオパレス川平第５―101
債務者　伊藤　幸恵
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
茨城県那珂市飯田3806番地４
債務者　勝山さゆり（旧姓板宮・小松本）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで　水戸地方裁判所